

「営業等開始・休止・廃止申告書」の記載要領等

この申告書は、印紙税納付計器の販売業又は納付印（印紙税法第10条第1項《印紙税納付計器の使用による納付の特例》規定する「納付印」）の製造業若しくは販売業の開始の申告をしようとする場合、開始の申告をした販売業等を休止又は廃止する場合に提出するものです。

記載要領

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- (1) 販売場又は製造場を移転する場合には、移転前の販売場等の廃止と移転後の販売場等の開始となり、双方の申告を必要とします。ただし、同じ税務署の管内において移転する場合には、印紙税営業等開始申告事項異動申告書により申告することができます。
- (2) 休止の期間が1か月を超えない場合には、休止申告書の提出を省略することができます。
- (3) 「ふりがな」欄は、読み間違いのおそれのある部分に記載します。
- (4) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。